

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情

発行者情報

2021 年 6 月 25 日

イヴレス株式会社
(I V R E S S E C O . , L T D .)

代表取締役社長 CEO 山川 景子

東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー

(03) 5579-9490 (代表)

取締役 CFO 兼 管理本部長 中川 徹郎

フィリップ証券株式会社

代表取締役 下山 均

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2101

当社は、当社普通株式を2021年 7 月 28 日に TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

イヴレス株式会社

<https://ivresse.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期	第29期	第30期
決算年月	2018年10月	2019年10月	2020年10月
売上高 (千円)	—	966,557	1,036,538
経常利益 (千円)	—	2,356	43,637
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	△3,609	2,930
包括利益 (千円)	—	△3,609	2,930
純資産額 (千円)	—	76,715	79,645
総資産額 (千円)	—	220,973	278,265
1株当たり純資産額 (円)	—	132.27	137.32
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△6.42	5.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	34.7	28.6
自己資本利益率 (%)	—	—	3.7
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△31,915	17,582
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△594	△10,862
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	69,511	40,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	54,295	101,015
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	—	25 (5)	31 (9)

(注)

- 第28期は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しない

ため記載しておりません。第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第29期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程」の特例第110条第5項の規定に基づき、第30期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）の連結財務諸表について東陽監査法人の監査を受けておりますが、第29期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 2021年3月5日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

2 【沿革】

当社の設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は、次の通りです。

年月	事項
1990年 5 月	大阪市平野区に書籍の出版等を主な事業目的とする株式会社エムケイ現代文室を設立
1998年 5 月	イヴレス株式会社に商号変更。オリジナルデザインのホテルアメニティ及び備品の企画販売（現ホテル客室備品事業）を開始
2012年 1 月	本店を大阪市中央区に移転
2017年 6 月	東京都港区に東京オフィスを開設 調達代行（Purchasing Agent 以下PA）業務（現ホテル開業支援事業）を開始
2017年 9 月	東京都港区に本店を移転
2018年 5 月	ホテル等宿泊施設運営を主な事業目的とする100%出資子会社のイヴレスホスピタリティ合同会社（現連結子会社）を設立。ホテル受託運営事業を開始 イヴレスホスピタリティ合同会社にてUMITO VOYAGE ATAMIの運営開始
2019年 4 月	イヴレスホスピタリティ合同会社にてUMITO The Salon IZUの運営開始
2020年 4 月	イヴレスホスピタリティ合同会社にてUMITO PLAGE The ATTA Okinawaの運営開始
2020年 8 月	イヴレス株式会社にて広告宣伝コンサルティングサービス及びインフルエンサーマーケティング関連事業のpostayle（ポステイル）サービスを開始
2020年11月	イヴレス公式 ショッピングサイトを開設

3【事業の内容】

（ミッション・ビジョン）

当社グループのミッションは「心満たされる非日常空間の提供」に貢献することであり、ビジョンとして「誰もが非日常に触れうる、豊かな社会をつくる」を掲げております。国内のラグジュアリーホテル、シティホテルをはじめとする各種宿泊施設を主な舞台と捉え、多くのひとが身近に非日常体験を得ることで、心満たされる充実した社会を実現するべく事業活動を行っております。

当該ミッションを果たし、ビジョンを実現するために、当社グループはイヴレス株式会社において主にホテル客室備品事業、ホテル開業支援事業を、子会社イヴレスホスピタリティ合同会社において主にホテル受託運営事業を行っております。

（事業概要）

当社グループは、当社、連結子会社（イヴレスホスピタリティ合同会社）、計2社で構成されており、ホテル客室備品事業、ホテル開業支援事業及びホテル受託運営事業を主な事業として行っております。

（1）ホテル客室備品事業

ホテル客室備品事業は、イヴレス株式会社において行うものであり、オリジナルデザインのアメニティ、消耗品及び備品を企画し、宿泊施設に提案・販売する事業であります。開業時に主にアメニティ、消耗品及び備品が宿泊施設に納入され、開業後には継続して、アメニティ及び消耗品が納入されることになります。

その他、イヴレス株式会社においては、新規事業として postayle（ポステイル）事業を開始しており、当事業では「旅」特化のSNS マーケティング及び広告コンサルティングサービスを提供しております。マーケティング手法として定着が進む SNS マーケティングのサービスを宿泊施設向けに提供し、宿泊施設の魅力を伝え集客を促進することで、業界全体が活発化することに貢献しうものと考えております。

また、ホテル客室備品事業にて販売をしているオリジナルデザインのアメニティを、ショッピングサイトに販売を開始し、ホテルを利用しなくともご自宅でお楽しみ頂ける機会を提供しております。



（２）ホテル開業支援事業

ホテル開業支援事業は、イヴレス株式会社において行うものであり、開業納品及び継続納品で得たノウハウを基礎に調達代行を行う PA 業務を主な事業内容としております。当事業においては、当社のオリジナルデザインに限らず、宿泊施設が目指す宿泊施設像実現に貢献することを最大の目的とし、開業時に必要な家具及び備品等の一括調達提案・コンサルティングを実施しております。また、同時に開業コンサルティングを提供する場合があります。

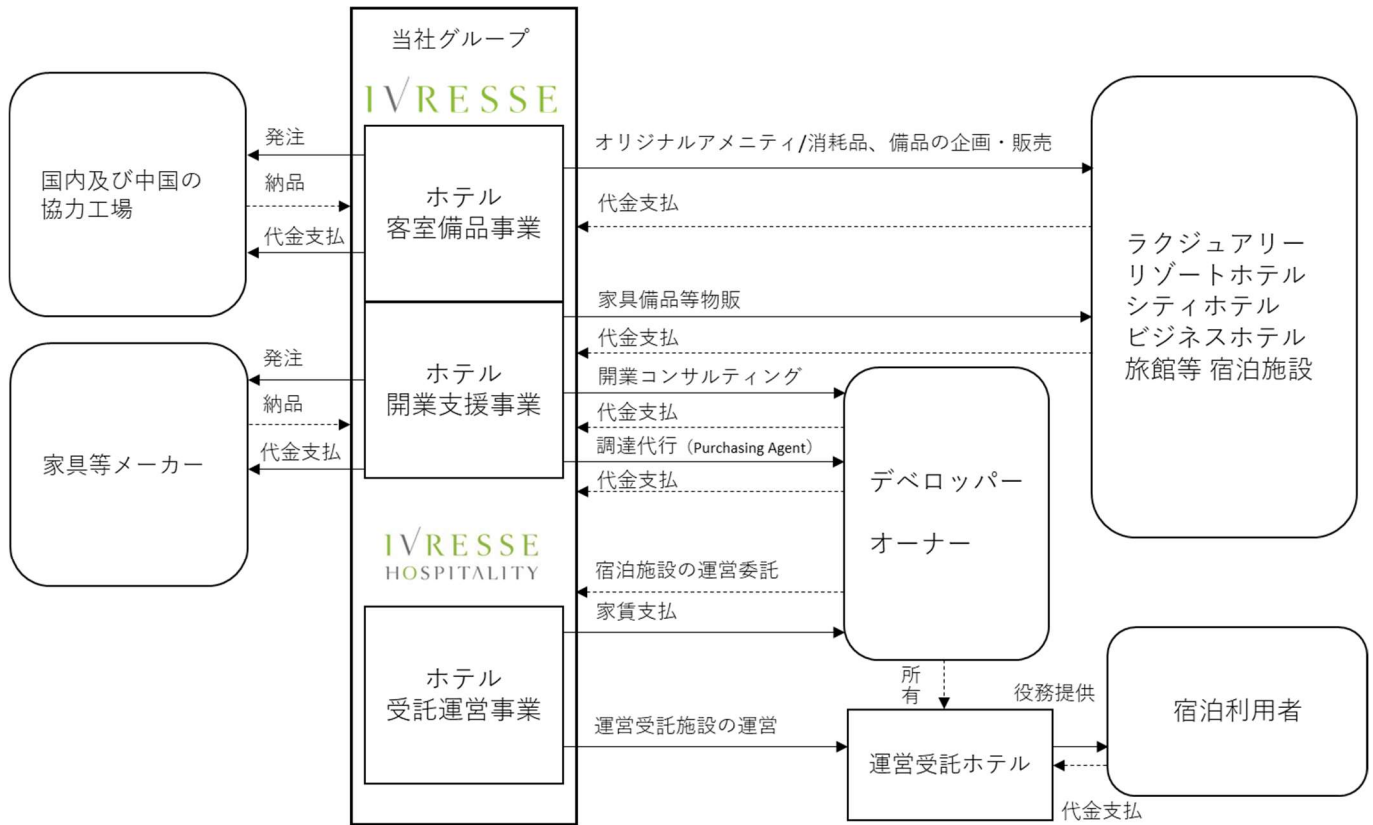


（３）ホテル受託運営事業

ホテル受託運営事業は、子会社イヴレスホスピタリティ合同会社において行うものであり、デベロッパーや物件オーナーからリゾートホテル等の宿泊施設の運営を受託し、運営利益の一部を当社利益として受領するものであります。現在、運営ホテルは、UMITO VOYAGE ATAMI、UMITO The Salon IZU、UMITO PLAGE The ATTA Okinawa の３件の受託運営を行っております。



以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(連結子会社)					
イヴレスホスピタリティ 合同会社	東京都 港区	27,500	ホテル受託運営事業	100%	経営指導契約の締結 役員の兼任 商品の販売

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. イヴレスホスピタリティ合同会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
3. 特定子会社であります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	272,528 千円
	(2) 経常利益	7,980 千円
	(3) 当期純損失	△20,274 千円
	(4) 純資産額	17,478 千円
	(5) 総資産額	108,555 千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年5月31日現在

セグメント名称	従業員数(人)
ホテル客室備品事業	10(1)
ホテル開業支援事業	2(1)
ホテル受託運営事業	18(6)
全社(共通)	5(1)
合計	35(9)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理本部等に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2021年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17(3)	36.3	3.7	3,930

セグメントの名称	従業員数(人)
ホテル客室備品事業	10(1)
ホテル開業支援事業	2(1)
全社(共通)	5(1)
合計	17(3)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理本部等に所属しているものであります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第30期連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、序盤は各種政策を背景に企業収入や雇用環境の改善が続いた一方、春頃より新型コロナウイルスの発生により国内外の経済活動が大幅に制約を受け、先行きが不透明な状況となりました。

当社グループが属するホテル関連業界においては、特に新型コロナウイルス感染拡大の影響で国内旅行、出張、外出自体の自粛が広がったため、リゾートホテル、シティホテル及びビジネスホテルなどホテルをはじめとする宿泊施設全体の需要が大きく減少することとなりました。

このような経営環境のもと、当社は、引き続きオリジナルデザインのホテル備品、ホテルアメニティの企画・開発に注力し、既存顧客への付加価値の高い継続的な販売を推進して参りました。また、延期された東京オリンピックの当初の開催予定にあわせたホテル新規開業案件、リニューアル案件及びその他開業案件等を多数受注するなど、販路拡大に努めて参りました。また、この長年のホテル客室備品事業に関する納品実績を糧とし、ホテル開業支援事業でもこの環境下に、複数の新規開業案件を実施致しました。子会社で行うホテル受託運営に関しては、4月に第3号施設となる UMITO PLAGE The ATTA Okinawa をオープンしました。新型コロナウイルス流行の影響で子会社が運営する3施設のうち2施設は一時休業を行い、また3施設ともに夏頃まで稼働率は低下しておりましたが、夏頃以降国内リゾートホテルへの旅行需要は回復の兆しも見せ始め、当3施設の稼働率も徐々に回復してきております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は、売上高 1,036,538 千円（前年同期比 107.2%）、営業利益 31,769 千円（前年同期比 1,367.2%）、経常利益 43,637 千円（前年同期比 1,851.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益 2,930 千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失△3,609 千円計上）となりました。

セグメントごとの業績は次の通りであります。

(ホテル客室備品事業)

当事業においては、新型コロナウイルス影響下におけるホテル稼働率低下を受けて消耗品及びアメニティの販売が減少する一方、開業等案件の受注があり、結果、外部顧客に対する売上高は 605,399 千円（前年同期比 87.1%）となりました。

(ホテル開業支援事業)

当事業においては、複数の PA 業務獲得があり、外部顧客に対する売上高は 158,610 千円（前年同期比 125.4%）となりました。

(ホテル受託運営事業)

当事業においては、新型コロナウイルス影響下における稼働率の低下等があった一方、運営3施設体制となった結果、外部顧客に対する売上高は 272,528 千円（前年同期比 187.7%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第30期連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 101,015 千円（前連結会計年度比 46,719 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により増加した資金は 17,582 千円（前年同期は 31,915 千円の減少）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益 15,965 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は 10,862 千円（前年同期は 594 千円の減少）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 6,292 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は 40,000 千円（前年同期は 69,511 千円の増加）となりました。これは主に長期借入れによる収入 40,000 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておらず、また、受注から売上計上までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
ホテル客室備品事業	605,399	87.1
ホテル開業支援事業	158,610	125.4
ホテル受託運営事業	272,528	187.7
合計	1,036,538	107.2

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合を示すと、次の通りです。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社JTB商事	271,981	28.1	244,995	23.6
株式会社スーパーホテル	125,975	13.0	165,788	16.0

(注) 売上高は、同一の企業集団（同社のフランチャイズ店含む）に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループを取り巻くホテル関連業界全体としましては、2020 年春頃より新型コロナウイルス感染症の発生に起因して国内外の経済活動が大幅に制限を受け、一時先行きが不透明な状況が続き、リゾートホテル、シティホテル及びビジネスホテルなどホテルをはじめとする宿泊施設全体の需要が大きく減少しました。

政府による Go To トラベル事業の推進等の影響により、2020 年夏頃から徐々に国内旅行の需要回復傾向が見受けられましたが、その後再度感染が拡大したことを受け、2021 年年初及び4月下旬に緊急事態宣言が発出され、国内宿泊旅行者数は再び大きく減少しました。依然として国内旅行需要のコロナ禍以前の水準への回復見通しがつかない状況が続いております。経営にあたっては引き続き新型コロナウイルス感染症が当業界に与える影響を注視する必要があります。

このような経営環境を受け、当社グループとしましては、付加価値の高いオリジナルデザインのホテル客室備品の製造・販売を引き続き行うことで、開業案件の更なる獲得、開業後も継続取引先、ホテル運営委託先として選ばれ続ける営業力強化を図る所存です。

また、当社グループの持続的な成長を支える組織基盤・コンプライアンス体制の強化を今後とも図っていく方針であります。

その他セグメントごとの課題は以下の通りです。

(ホテル客室備品事業)

1. 付加価値の高いオリジナルデザインの企画、提案

当事業においては、外資及び内資系高級ホテル、老舗旅館、ビジネスホテル、リゾートホテルなど様々な宿泊施設を顧客として、多くのオリジナルデザインのアメニティ及び客室備品を企画、提案し販売しております。顧客の要望に応えられる独自性の高い商品を提供し続けるためにも、付加価値の高いオリジナルデザインを企画、提案しうる社内人材の確保・育成、及び市場情勢及び顧客ニーズの適切な把握に努めております。

2. ファブレス製造

当事業においては、当社が製造自体を行うのではなくファブレスにより中国及び日本の協力工場で製造された商品を仕入、販売しております。工場等の予期せぬ操業停止などによる調達リスクに対応するため、素材等に応じて複数の仕入先を確保し、原価低減の実現にも努めております。

また、当社オリジナルデザインの独自性を保つためにも、製造委託先と適切なコミュニケーション・連携を取り、長期的な取引関係を維持することに努めております。

(ホテル開業支援事業)

1. 新規PA業務の獲得推進

当事業においては、主な業務として新規開業を行うホテルのPA業務を実施しております。当社に調達代行を委託される顧客の中には、ホテル関連業界に新規進出する顧客もいらっしゃるため、PA業務にとどまらず付加価値のある開業コンサルティング並びにアドバイザーを同時提供することで、新規案件獲得に努めております。

2. 営業パートナーとの協同

当事業においては、デベロッパーら複数の当事者と、プロジェクト進行における連携が欠かせないため、支障なくプロジェクトが完遂されるよう、ノウハウの蓄積を行うことで営業パートナーとの協力関係が強化されるように努めております。

(ホテル受託運営事業)

1. 知名度の向上、リピーターの獲得

当事業においては、当社子会社が受託運営するリゾートホテルの売上拡大のため、リアルエージェント及びOTA (Online Travel Agent) の掲載追加、広告宣伝の強化を実施し、知名度の向上に努めております。また、リピーターの獲得のため、宿泊者様の満足度を最優先したサービスの提供が行えるよう、スタッフ確保、育成に努めております。

2. ADR (Average Daily Rate=平均客室単価) 向上

当事業においては、稼働率を高める一方、ADR を向上させることが売上拡大に繋がるため、常に宿泊者様視点に立ち、高い満足感を感じて頂けるよう、努めております。具体的には、サービスのみならず飲食料部門においてもコンクール等入賞経験のある優秀なシェフの確保、育成を目指し、アメニティ・客室備品においても、当社がPA 業務から関与することで非日常を演出することに貢献するよう努めております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

① 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社グループの事業戦略や業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による、国内企業の従業員の国内出張の抑制、国内旅行の需要減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 輸入商品の仕入確保について

当社の取り扱う商品の一部は、中国にて製造が行われております。流通経路のトラブルや需要と供給のバランスの崩壊、感染症の世界的流行（パンデミック）等により、中国商品仕入が極端に制限された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ ブランド力の維持及び商品企画について

当社は、イヴレスオリジナルブランドとして付加価値の高い企画デザインを継続し、また、TAYIV・ひのきりボンなどのオリジナルブランドの開発にも引き続き注力することで、顧客である宿泊施設等へ選ばれるブランド力の維持を図り、商品及び当社グループの認知度を向上させる方針です。また、当社グループにおいて、法令遵守違反などの不適切な行為が発覚した場合は、速やかに適切な対応を図っていく方針であります。しかし、契約先の不祥事や当社グループに対する悪質な風評等がSNS等に掲載され、それが広く流布した場合には、当社グループのブランドイメージが毀損され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 商品及びサービスの品質管理について

当社グループは、商品を企画し販売をするにあたり、メーカーや工場の協力を得て万全の体制を取っておりますが、万一不測の事態により商品の品質に欠陥が生じ、重大な消費者トラブル及びクレームが発生した場合、返品対応等の費用の発生、信用失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、ホテル受託運営事業においては、ホテル運営マニュアルによる従業員教育の徹底を図っておりますが、ホテル運営に瑕疵があり、宿泊者からの重大なクレームが発生した場合、対応費用の発生、信用失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長 CEO である山川景子は、設立以来当社の事業推進において重要な役割を担って参りました。また、同氏は、ホテル関連業界及び当社の商品の企画デザインにおいて豊富な経験と知識を有しております。当社グループでは、人材の育成や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合、現状では、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 小規模組織であることについて

当社は取締役3名、監査役2名（うち非常勤監査役1名）及び従業員数が17名（2021年5月31日現在）と小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。当社は今後の業容拡大に伴い、業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策に対し十分な対応が出来なかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人材の確保・育成について

当社グループは、持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社の競争力向上に当たっては、それぞれの部門において高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。しかしながら、優秀な人材の確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 為替変動について

当社は、一部商品を海外、特に中国から仕入れているため、急激な円安の影響により仕入価格が上昇する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 法的規制について

当社グループのホテル客室備品事業及びホテル開業支援事業については、「下請代金支払遅延等防止法」等、ホテル受託運営事業については、「旅館業法」、「食品衛生法」、「個人情報の保護に関する法律」等の規制をそれぞれ受けております。当社グループではこれらの法的規制を遵守するように努めておりますが、将来、法令違反が発生した場合や、新たな法令の制定、適用基準の変更が行われた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当事業年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的に

は、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

⑪ 特定業種への依存について

当社グループは、主にホテル関連業界に属する顧客に対し、商品の納品、役務提供を実施することを主要な事業としております。そのため、ホテル関連業界の市況が著しく悪化した場合や低迷した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 在庫リスクについて

当社グループは、市場動向を注視し、顧客需要の変動にあわせて商品の仕入を行っており、急激な変動への対応を行うとともに余剰在庫の発生を抑制するよう努めておりますが、経済状況や市場動向の急激な変化により、需要が予想を大幅に下回る事態となった場合には、在庫が余剰となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 担当 J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 11 月 27 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止

した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第30期連結会計年度末（2020年10月31日）

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は233,638千円で、前連結会計年度末に比べ47,701千円増加しております。現金及び預金の増加46,719千円が主な増加要因であります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は44,570千円で、前連結会計年度末に比べ9,612千円増加しております。建物附属設備の増加4,027千円及び敷金及び差入保証金の増加3,154千円が主な増加要因であります。

（流動負債）

当連結会計年度末における流動負債の残高は158,619千円で、前連結会計年度末に比べ14,360千円増加しております。前受金が11,348千円減少した一方、未払法人税等の増加7,663千円及び未払消費税等の増加9,856千円等があったことが主な増加要因であります。

（固定負債）

当連結会計年度末における固定負債の残高は40,000千円で、前連結会計年度末に比べ40,000千円増加しております。長期借入金の増加40,000千円が増加要因であります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産の残高は79,645千円で、前連結会計年度末に比べ2,930千円増加しております。当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益による増加2,930千円が増加要因であります。

(3) 経営成績の分析

第30期連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

（売上高）

当連結会計年度における売上高は1,036,538千円（前年同期比107.2%）となりました。売上高が増加した主な要因は、ホテル客室備品事業の開業納品案件増加及び連結子会社イヴレスホスピタリティ合同会社の受託運営施設増加であります。

（売上総利益）

当連結会計年度における売上総利益は499,622千円（前年同期比123.1%）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

（販売費及び一般管理費）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、467,852千円（前年同期比116.0%）となりました。主な要因は、連結子会社イヴレスホスピタリティ合同会社受託運営施設の増加に伴う人件費等固定費増加によ

るものであります。

(営業利益)

前述の売上増加等の結果、当連結会計年度における営業利益は 31,769 千円（前年同期比 1,367.2%）となりました。

(経常利益)

前述の売上増加等の結果、当連結会計年度における経常利益は 43,637 千円（前年同期比 1,851.7%）となりました。

(当期純利益)

税金等調整前当期純利益は 15,965 千円（前年同期比 428.9%）となり、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は 2,930 千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失△3,609 千円）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2021 年 7 月 28 日）から 12 か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 対処すべき課題」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第30期連結会計年度（自 2019年11月1日 至 2020年10月31日）

当連結会計年度において実施した設備投資は総額 6,292 千円で、その主な内容は、当社大阪事業所のショールーム改装工事等 4,550 千円、子会社運営ホテル（沖縄県国頭郡）のプール清掃用ロボット 1,085 千円です。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

（1）発行者

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物附属設 備	工具、器具 及び備品	車両運搬具	合計	
大阪事業所 (大阪府大阪市 中央区)	全社 (共通)	本社機能 及び事業 本部	4,053	231	277	4,562	11 (3)
東京本店 (東京都港区)	全社 (共通)	東京本店	—	—	—	—	4 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数の () は、臨時従業員数を外書きにしております。
4. 上記の他、連結会社以外から貸借している設備の内容は、特にありません。

（2）子会社

2020年10月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物	建物附属設 備	工具、器具 及び備品	合計	
UMITO Voyage Atami (静岡県熱海市)	ホテル受託 運営事業	受託運営 施設	3,228	200	219	3,648	3 (4)
UMITO the Salon IZU (静岡県伊東市)	ホテル受託 運営事業	受託運営 施設	—	—	—	—	4 (1)
UMITO Plage the Atta Okinawa (沖縄県国頭郡)	ホテル受託 運営事業	受託運営 施設	—	—	1,005	1,005	9 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数の () は、臨時従業員数を外書きにしております。
4. 上記の他、連結会社以外から貸借している設備の内容は、特にありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末現在発行数 (株) (2020年10月31日)	公表日現在発行数 (株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,320,000	1,740,000	1,160	580,000	非上場	単元株式数 100株
計	2,320,000	1,740,000	1,160	580,000	—	—

(注) 2021年2月17日開催の取締役会決議により、2021年3月5日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより、発行済株式総数は578,840株増加し、580,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,318,400株増加し、2,320,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年6月21日 (注) 1.	60	1,160	30,000	85,000	30,000	30,000
2021年3月5日 (注) 2.	578,840	580,000	—	85,000	—	30,000

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 浮舟邦彦氏
発行価格 1,000,000円
資本組入額 500,000円

2. 2021年2月17日開催の取締役会決議により、2021年3月5日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより発行済株式総数は578,840株増加し、580,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2021年5月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	4	5	－
所有株式数(単元)	－	－	－	4,150	－	－	1,650	5,800	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	71.6	－	－	28.4	100.0	－

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 580,000	5,800	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	580,000	—	—
総株主の議決権	—	5,800	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループでは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社グループは、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、将来の事業展開のための資金等に充当して参ります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は定款において、取締役会の決議によって、毎年4月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性3名 女性2名 (役員のうち女性の比率40%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長 CEO	山川 景子	1960 年 9 月 9 日生	1990 年 5 月 2018 年 5 月	株式会社エムケイ現代文室 (現イヴレス株式会社) 設立 代表取締役社長就任 (現任) イヴレスホスピタリティ合同会社 職務執行者就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	110,000
取締役	CFD 執行役員 管理本部長兼 管理部長	中川 徹郎	1985 年 12 月 29 日 生	2008 年 4 月 2018 年 7 月 2019 年 3 月 2019 年 5 月	あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社 中川徹郎公認会計士事務所開設 代表 (現任) 当社執行役員 CFD 管理本部長兼管理部長 (現任) 取締役就任 (現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	執行役員 事業本部長 兼企画デザイ ン部長	松田 梨絵	1981 年 5 月 14 日 生	2006 年 4 月 2010 年 4 月 2017 年 9 月 2018 年 10 月	当社入社 企画デザイン部長 (現任) 当社取締役就任 (現任) 執行役員事業本部長 (現任)	(注) 2	(注) 4	5,000
常勤 監査役	—	小田 順理	1953 年 1 月 6 日生	1975 年 4 月 1999 年 3 月 2002 年 1 月 2003 年 4 月 2006 年 3 月 2010 年 4 月 2012 年 4 月 2014 年 4 月 2018 年 8 月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入社 スリーアイ興銀パイアウト株式会社 常務取締役 株式会社バンテック入社 同社執行役員 株式会社バンテック・グループ・ホールディングス (現株式会社バンテック) 常務執行役員 株式会社米国バンテックワールドトランスポート 代表取締役社長 株式会社バンテック常勤監査役 旭テック株式会社代表取締役最高財務責任者 (CFO) 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
監査役	—	関 隆浩	1978 年 10 月 9 日生	2002 年 10 月 2007 年 1 月 2016 年 6 月 2016 年 11 月 2019 年 5 月 2021 年 1 月	中央青山監査法人入社 あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社 関隆浩公認会計士事務所開設 代表 (現任) 株式会社コスメディア監査役 当社監査役就任 (現任) 史彩監査法人社員就任 (現任)	(注) 3	(注) 4	—
計								115,000

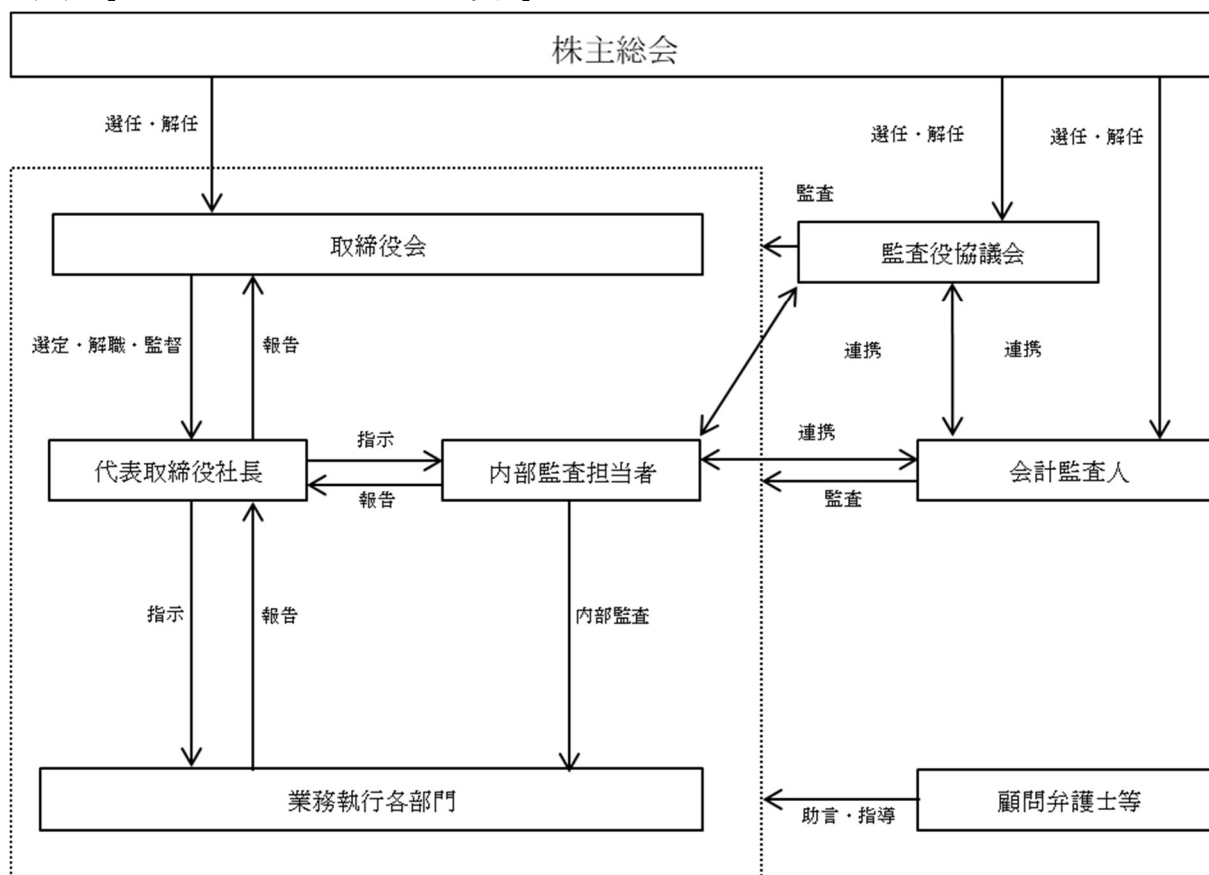
(注)

1. 監査役小田順理及び関隆浩は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。
2. 取締役の任期は2021年3月5日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査役の任期は2021年3月5日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2020年10月期における役員報酬の総額は33,900千円を支給しております。
5. 当社では、執行役員制度を導入しております。取締役兼務を除く執行役員は次の通り1名であります。

執行役員 村橋明日香 事業本部副本部長兼特販事業部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と非常勤監査役1名の計2名おります。監査役は監査役協議会規則に基づき、毎月1回監査役協議会を開催するほか、必要に応じ臨時監査役協議会を開催し、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監督するとともに、適時必要な意見を述べております。また、監査役は監査法人及び内部監査担当と監査方針等について意見交換を行い、監査の方法や結果について連携を図っております。

ハ. 会計監査

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2020年10月期において監査

を執行した公認会計士は松本直也氏、大山昌一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、リスクコンプライアンス規程を定め、啓蒙活動を行っております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。管理部の監査は管理部以外の者が実施しており、相互に牽制する体制をとっており、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社グループは企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外監査役の状況

当社の社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役小田順理氏及び関隆浩氏は、当社グループとの間には人的関係、資金的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	4名（1名）	27,900千円（6,000千円）
監査役（うち社外監査役）	2名（2名）	6,000千円（6,000千円）
合 計（うち社外役員）	6名（3名）	33,900千円（12,000千円）

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	13,000	—
連結子会社	—	—
計	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2019年11月1日から2020年10月31日まで)の連結財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,295	101,015
売掛金	81,352	93,493
商品	29,841	33,895
その他	21,430	6,216
貸倒引当金	△982	△982
流動資産合計	185,936	233,638
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,369	3,228
建物附属設備（純額）	225	4,253
工具、器具及び備品（純額）	474	1,456
車両運搬具（純額）	91	277
土地	713	713
有形固定資産合計	※1 4,875	※1 9,930
無形固定資産		
電話加入権	239	239
無形固定資産合計	239	239
投資その他の資産		
敷金及び差入保証金	17,058	20,213
役員保険積立金	11,286	12,702
繰延税金資産	1,069	1,296
その他	427	187
投資その他の資産合計	29,841	34,399
固定資産合計	34,957	44,570
繰延資産		
創立費	79	56
繰延資産合計	79	56
資産合計	220,973	278,265

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,188	24,916
短期借入金	52,000	52,000
未払金	28,498	34,201
未払費用	9,359	14,120
未払法人税等	2,316	9,979
未払消費税等	7,643	17,499
前受金	12,695	1,347
賞与引当金	1,600	2,983
その他	4,955	1,571
流動負債合計	144,258	158,619
固定負債		
長期借入金	—	40,000
固定負債合計	—	40,000
負債合計	144,258	198,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,000	85,000
資本剰余金	30,000	30,000
利益剰余金	△38,284	△35,354
株主資本合計	76,715	79,645
純資産合計	76,715	79,645
負債純資産合計	220,973	278,265

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年11月 1 日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月 1 日 至 2020年10月31日)
売上高	966,557	1,036,538
売上原価	560,807	536,916
売上総利益	405,749	499,622
販売費及び一般管理費	※ 1 403,426	※ 1 467,852
営業利益	2,323	31,769
営業外収益		
補助金収入	—	11,236
雑収入	1,865	1,925
営業外収益合計	1,865	13,162
営業外費用		
支払利息	563	700
雑損失	1,269	594
営業外費用合計	1,832	1,294
経常利益	2,356	43,637
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 1,365	—
特別利益合計	1,365	—
特別損失		
新型コロナウイルス感染症による損失	—	※ 2 27,671
特別損失合計	—	27,671
税金等調整前当期純利益	3,722	15,965
法人税、住民税及び事業税	6,991	13,262
法人税等調整額	340	△227
法人税等合計	7,332	13,035
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,609	2,930
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△3,609	2,930

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,609	2,930
包括利益	△3,609	2,930
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△3,609	2,930
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	55,000	—	△34,675	20,324	20,324
当期変動額					
新株の発行	30,000	30,000	—	60,000	60,000
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△3,609	△3,609	△3,609
当期変動額合計	30,000	30,000	△3,609	56,390	56,390
当期末残高	85,000	30,000	△38,284	76,715	76,715

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	85,000	30,000	△38,284	76,715	76,715
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,930	2,930	2,930
当期変動額合計	—	—	2,930	2,930	2,930
当期末残高	85,000	30,000	△35,354	79,645	79,645

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,722	15,965
減価償却費	2,067	1,481
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	353	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△200	1,383
支払利息	563	700
固定資産売却益	△1,365	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,192	△12,141
前受金の増減額 (△は減少)	12,695	△11,348
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,487	△4,054
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,168	△272
前渡金の増減額 (△は増加)	△14,787	14,786
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△683	396
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	13,014	7,031
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△2,021	—
その他	△1,161	9,875
小計	△19,652	23,803
利息の支払額	△606	△621
法人税等の支払額	△11,656	△5,599
営業活動によるキャッシュ・フロー	△31,915	17,582
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△396	△6,292
有形固定資産の売却による収入	2,287	—
その他	△2,485	△4,570
投資活動によるキャッシュ・フロー	△594	△10,862
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	22,000	35,000
短期借入金の返済による支出	△11,000	△35,000
長期借入れによる収入	—	40,000
長期借入金の返済による支出	△1,488	—
株式の発行による収入	60,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,511	40,000
現金及び現金同等物の増加額 (△は減少)	37,001	46,719
現金及び現金同等物の期首残高	17,293	54,295
現金及び現金同等物の期末残高	※ 54,295	※ 101,015

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

イヴレスホスピタリティ合同会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 ステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時にまたは充足するに伴って認識する。

2. 適用予定日

2022 年 10 月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第 19 号 2020 年 3 月 31 日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022 年 10 月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が 2003 年に公表した国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」) 第 125 項において開示が求められる「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではな

く、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS 第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

2. 適用予定日

2021年10月期の期末より適用予定であります。

（連結貸借対照表関係）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,873千円	6,965千円

（連結損益計算書関係）

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
給料手当	104,455千円	116,535千円
地代家賃	55,880	80,652
支払手数料	34,579	50,206
貸倒引当金繰入額	346	—
賞与引当金繰入額	1,600	2,983

※2 特別損失の新型コロナウイルス感染症による損失27,671千円の主な内容は、連結子会社イヴレスホスピタリティ合同会社の受託運営施設に関する休業期間中の地代家賃や人件費等の固定費であります。

※3 固定資産売却益1,365千円は車両運搬具の売却にかかるものであります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2018年11月1日 至 2019年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 株式数(株)
普通株式	1,100	60	—	1,160
合計	1,100	60	—	1,160

（変動事由の概要）第三者割当による増加 60株

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 株式数(株)
普通株式	1,160	—	—	1,160
合計	1,160	—	—	1,160

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)	当連結会計年度 (自 2019年11月1日 至 2020年10月31日)
現金及び預金勘定	54,295千円	101,015千円
現金及び現金同等物	54,295	101,015

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、その殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況につき定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、長期借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2 参照）

前連結会計年度（2019 年 10 月 31 日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	54,295	54,295	—
(2) 売掛金	81,352	81,352	—
資産計	135,647	135,647	—
(1) 買掛金	25,188	25,188	—
(2) 短期借入金	52,000	52,000	—
(3) 未払金	28,498	28,498	—
負債計	105,687	105,687	—

当連結会計年度（2020 年 10 月 31 日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	101,015	101,015	—
(2) 売掛金	93,493	93,493	—
資産計	194,508	194,508	—
(1) 買掛金	24,916	24,916	—
(2) 短期借入金	52,000	52,000	—
(3) 未払金	34,201	34,201	—

(4) 長期借入金	40,000	38,973	△1,027
負債計	151,117	150,090	△1,027

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握すること極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
敷金及び差入保証金	17,058	20,213

上記の敷金及び差入保証金については、市場価格がなく、また入居から退去までの預託期間を算定することは困難であるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	54,295	—	—	—
売掛金	81,352	—	—	—
合計	135,647	—	—	—

当連結会計年度 (2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	101,015	—	—	—
売掛金	93,493	—	—	—
合計	194,508	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2020年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	—	13,705	20,100	6,195
合計	—	13,705	20,100	6,195

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	531千円	794千円
賞与引当金	537	502
貸倒引当金	81	81
税務上の繰越欠損金(注) 2	7,923	14,923
繰延税金資産小計	9,073	16,301
税務上の繰越欠損金に係る評価性 引当額(注) 2	△7,923	△14,923
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△81	△81
評価性引当額小計(注) 1	△8,004	△15,004
繰延税金資産合計	1,069	1,296

(注) 1 評価性引当額の変動

当連結会計年度(2020年10月31日)

評価性引当額が7,000千円増加しておりますが、これは主に、2020年10月期に連結子会社イヴレスホスピタリティ合同会社が税引前当期純損失△19,691千円を計上したことにより生じた税務上の繰越欠損金にかかる増加であります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年10月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	7,923	7,923千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△7,923	△7,923〃
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(b) —

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金7,923千円(法定実効税率を乗じた額)について計上した繰延税金資産はありません。

当連結会計年度(2020年10月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	14,923	14,923千円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△14,923	△14,923〃
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(b) —

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 14,923 千円（法定実効税率を乗じた額）について計上した繰延税金資産はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前連結会計年度 (2019年10月31日)	当連結会計年度 (2020年10月31日)
法定実効税率	33.59%	33.59%
(調整)		
評価性引当の増減	157.59	43.84
住民税均等割	23.91	8.10
軽減税率適用による差異	△18.87	△4.40
その他	0.76	0.51
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	196.97	81.64

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループはホテル客室備品事業、ホテル開業支援事業及びホテル受託運営事業に関するセグメントによって構成されており、当「ホテル客室備品事業」「ホテル開業支援事業」「ホテル受託運営事業」の3つを報告セグメントとしております。

「ホテル客室備品事業」は、主にオリジナルデザインのホテルアメニティ及び備品の企画販売を行っております。「ホテル開業支援事業」は、主にホテル開業支援のコンサルティング業務、PA業務を行っております。「ホテル受託運営事業」は、ホテルの運営を受託し、リゾートホテル等の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	ホテル 客室備品	ホテル 開業支援	ホテル 受託運営	計		
売上高						
外部顧客への売上高	694,853	126,495	145,208	966,557	—	966,557
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,663	—	—	5,663	△5,663	—
計	700,517	126,495	145,208	972,221	△5,663	966,557
セグメント利益又は損失 (△)	9,922	2,261	△17,489	△5,305	7,629	2,323
その他の項目 減価償却費	1,286	240	540	2,067	—	2,067

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額 7,629 千円は、セグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。
4. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

当連結会計年度 (自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	ホテル 客室備品	ホテル 開業支援	ホテル 受託運営	計		
売上高						
外部顧客への売上高	605,399	158,610	272,528	1,036,538	—	1,036,538
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,952	—	—	10,952	△10,952	—
計	616,352	158,610	272,528	1,047,491	△10,952	1,036,538
セグメント利益又は損失 (△)	18,931	2,579	4,466	25,977	5,792	31,769
その他の項目						
減価償却費	818	155	493	1,468	—	1,468

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額 5,792 千円は、セグメント間取引消去であります。
2. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。
4. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日)

- 商品及びサービスごとの情報
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
 - 売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
 - 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社JTB商事	271,981	ホテル客室備品事業
株式会社スーパーホテル	125,975	ホテル客室備品事業

（注）売上高は、同一の企業集団（同社のフランチャイズ店含む）に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

1. 商品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社JTB商事	244,995	ホテル客室備品事業
株式会社スーパーホテル	165,788	ホテル客室備品事業

（注）売上高は、同一の企業集団（同社のフランチャイズ店含む）に属する顧客への売上高を集約して記載しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日）

関連当事者取引との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員等が自己の 計算において過 半を保有してい る会社等	旅館・ホテルイ ンスペクション 協会	—	役員の兼任	・ 資金の借入 (注)	11,000 千円	—	—
				・ 借入金の返済	11,000 千円	—	—

(注) 資金の貸借については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日）

関連当事者取引との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日)
1株当たり純資産額	132 円 27 銭	137 円 32 銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△6 円 42 銭	5 円 5 銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2021年2月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年3月5日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018 年 11 月 1 日 至 2019 年 10 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2019 年 11 月 1 日 至 2020 年 10 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)(千円)	△3,609	2,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△3,609	2,930
普通株式の期中平均株式数(株)	562,500	580,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2021年2月17日開催の取締役会の決議に基づき、2021年3月5日付で、以下の通り株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1)株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2021年3月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき500株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割による増加株式数

普通株式 578,840株

③株式分割後の発行済株式総数

普通株式 580,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 800,000 株

⑤株式分割の効力発生日

2021 年 3 月 5 日

なお、「1 株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の概要

普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	52,000	52,000	1.2	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	—	40,000	0.7	2032年3月 ～2032年5月
合計	52,000	92,000	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,645	4,020	4,020	4,020

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月末日 毎年事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注1) 取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り (注2)(注3) 取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://ivresse.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
発行年月日	2019年6月21日
種類	普通株式
発行数	60株
発行価格	1,000,000円（注）2
資本組入額	500,000円
発行価額の総額	60,000,000円
資本組入額の総額	30,000,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	—

（注）1．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

（1）特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（2）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（3）当社グループの場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2020年10月31日であります。

2．発行価格は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

3．2021年3月5日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と発行者との 関係
浮舟 邦彦	奈良県生駒市	その他の法人・団 体役員	60	1,000,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 浮舟邦彦氏は、当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

2. 2021年3月5日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数（自己株式 を除く。）の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
アヴィ株式会社（注）2、3	大阪府大阪市中央区大手通一丁目3 番7号ベルヴォア602	415,000	71.55
山川景子（注）1、3	大阪府大阪市中央区	110,000	18.97
浮舟邦彦（注）3	奈良県生駒市	30,000	5.17
山川徳久（注）3、5	大阪府大阪市中央区	20,000	3.45
松田梨絵（注）3、4	大阪府藤井寺市	5,000	0.86
計	—	580,000	100.00

- （注） 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
2. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
3. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
5. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の配偶者）
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月21日

イヴレス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

松本直也



指定社員
業務執行社員

公認会計士

下山昌一



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイヴレス株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イヴレス株式会社及び連結子会社の2020年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上